

四日市市任意予防接種費用補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第31号

四日市市任意予防接種費用補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市任意予防接種費用補助金交付規則（平成23年四日市市規則第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 任意予防接種 <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定により市長が実施する予防接種又は同法の規定に準じて市長が実施する予防接種のいずれにも該当しない予防接種であって、市長が別に定めるもの</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(任意予防接種の対象者等)</p> <p>第3条 <u>市長は、任意予防接種について、ワクチンの種類、対象者、補助金の額その他必要な事項を定め、その内容を告示するものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 任意予防接種 <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）<u>第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による</u>予防接種に該当しない予防接種であって、市長が行うもの</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(任意予防接種の対象者等)</p> <p>第3条 <u>補助金の交付の対象となる任意予防接種のワクチンの種類及び任意予防接種の対象者、補助金の額その他必要な事項は、市長が別に定め、その内容を告示するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)